

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 手続の流れの説明及び公表の構成

(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋ころ、市町村の選挙管理委員会が有権者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月ころにその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（**名簿記載通知**）が送付される（法25条）。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望^{*1}の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（**参加困難月**^{*2}）の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか（**就職禁止事由**^{*3}）などを尋ねる（規15条）。

平成22年に作成された裁判員候補者名簿（平成23年用）の被登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（**選定**）。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（**呼び出さない措置**）、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（**選任手続期日**）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と題する書面を送付する（法26条、27条）。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由（**欠格事由**^{*4}、就職禁止事由等）の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての

*1 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（**定型的辞退事由**）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ）。

*2 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である（法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号）。

*3 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる（法15条）。

*4 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）。

有無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（**呼出取消し**）、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）*5。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、呼出状の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由*6や辞退申立ての有無について質問する（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護士から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し（**理由を付した不選任**）、さらに検察官・弁護士から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（**理由を示さない不選任***7）、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員*8及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・7項、36条、37条）。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

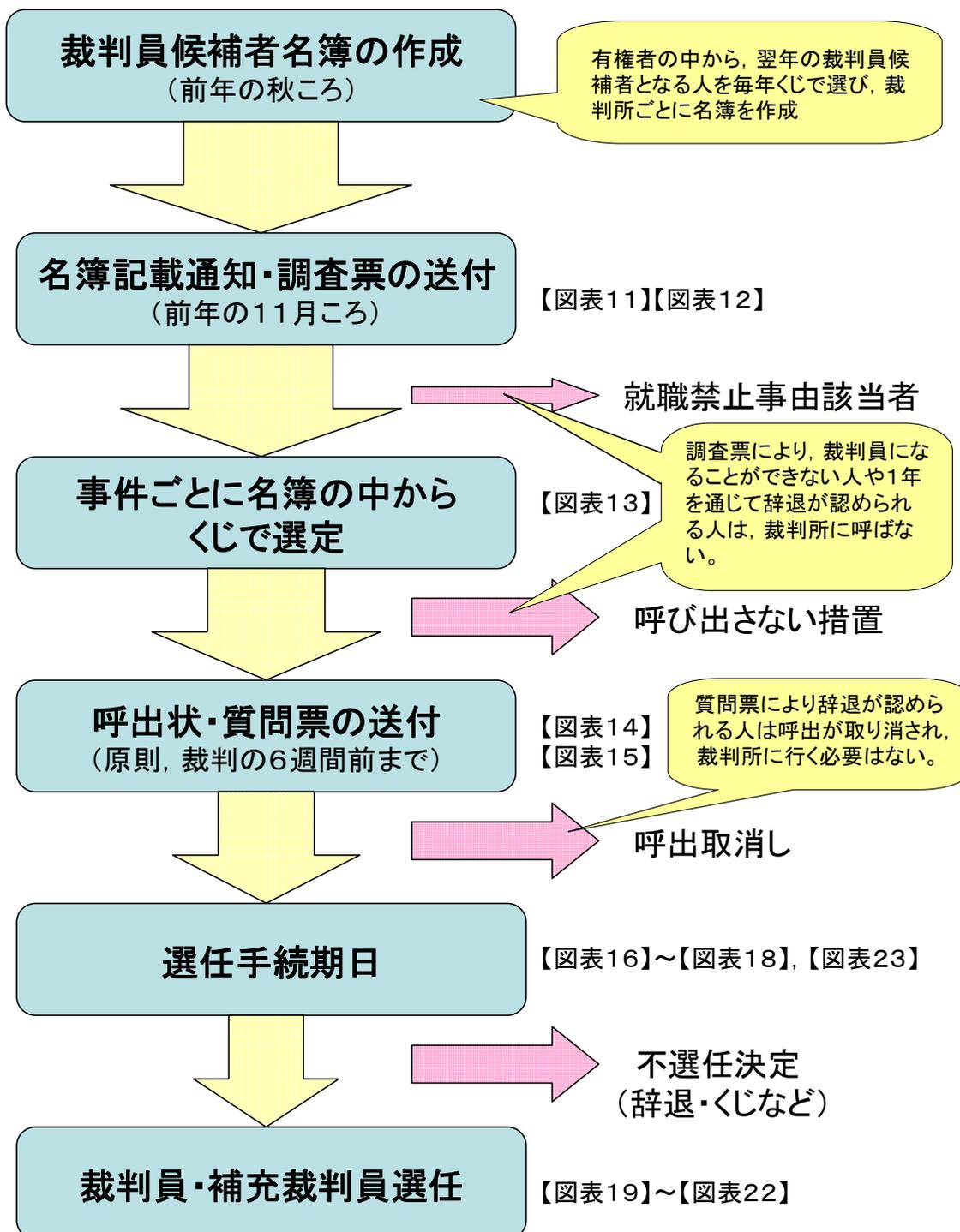
*5 事件によっては、呼出状の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、呼出状を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

*6 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条）についても確認する。

*7 検察官及び弁護士は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

*8 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となるとと思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成23年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計31万5940人（有権者全体の約0.30%であり、有権者約330人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、12万2222人であり*9、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申し出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,844人である。

*9 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表1-1 裁判員候補者名簿被登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由該当者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

庁名	裁判員候補者名簿被登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿被登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	315,940	122,222	2,104	73,979	広島地裁本庁	4,700	1,824	33	1,182
裁判員候補者名簿被登録人数に占める割合(%)	100.0	38.7	0.7	23.4	山口地裁本庁	2,500	1,079	28	734
東京地裁本庁	27,000	9,767	190	5,387	岡山地裁本庁	3,900	1,548	18	1,011
東京地裁立川支部	8,000	3,015	59	1,717	鳥取地裁本庁	1,500	632	12	427
横浜地裁本庁	13,000	4,758	92	2,673	松江地裁本庁	1,200	538	5	372
横浜地裁小田原支部	2,500	950	13	578	福岡地裁本庁	10,500	3,921	93	2,317
さいたま地裁本庁	13,830	5,045	77	2,937	福岡地裁小倉支部	4,100	1,581	28	1,000
千葉地裁本庁	24,300	9,047	181	5,139	佐賀地裁本庁	1,500	559	11	355
水戸地裁本庁	7,800	2,976	56	1,870	長崎地裁本庁	2,900	1,205	37	774
宇都宮地裁本庁	5,800	2,201	25	1,348	大分地裁本庁	2,700	1,125	21	745
前橋地裁本庁	5,900	2,270	23	1,439	熊本地裁本庁	4,100	1,633	32	1,042
静岡地裁本庁	2,000	832	8	474	鹿児島地裁本庁	3,300	1,393	23	952
静岡地裁沼津支部	3,800	1,514	38	937	宮崎地裁本庁	2,500	970	22	640
静岡地裁浜松支部	2,200	895	7	517	那覇地裁本庁	3,500	1,039	25	609
甲府地裁本庁	2,400	954	10	592	仙台地裁本庁	5,000	2,010	41	1,243
長野地裁本庁	2,300	971	7	646	福島地裁本庁	1,500	578	19	354
長野地裁松本支部	2,300	994	5	677	福島地裁郡山支部	3,400	1,337	11	835
新潟地裁本庁	4,100	1,842	24	1,174	山形地裁本庁	2,200	958	14	588
大阪地裁本庁	27,000	10,133	122	5,970	盛岡地裁本庁	2,100	833	11	560
大阪地裁堺支部	6,300	2,424	36	1,438	秋田地裁本庁	1,400	575	9	398
京都地裁本庁	6,400	2,554	63	1,559	青森地裁本庁	3,250	1,342	34	833
神戸地裁本庁	9,000	3,500	62	2,082	札幌地裁本庁	7,500	2,900	78	1,739
神戸地裁姫路支部	3,200	1,272	18	825	函館地裁本庁	2,000	803	15	499
奈良地裁本庁	3,500	1,398	20	865	旭川地裁本庁	1,900	831	22	544
大津地裁本庁	3,500	1,382	23	785	釧路地裁本庁	1,500	630	13	390
和歌山地裁本庁	2,700	1,111	10	707	高松地裁本庁	3,400	1,368	30	878
名古屋地裁本庁	14,200	5,602	81	3,277	徳島地裁本庁	1,900	786	10	498
名古屋地裁岡崎支部	5,300	2,030	23	1,186	高知地裁本庁	2,960	1,145	17	760
津地裁本庁	5,000	2,048	33	1,351	松山地裁本庁	3,500	1,367	18	851
岐阜地裁本庁	4,200	1,823	31	1,187					
福井地裁本庁	1,300	527	6	340					
金沢地裁本庁	2,200	832	20	515					
富山地裁本庁	2,500	1,045	11	657					

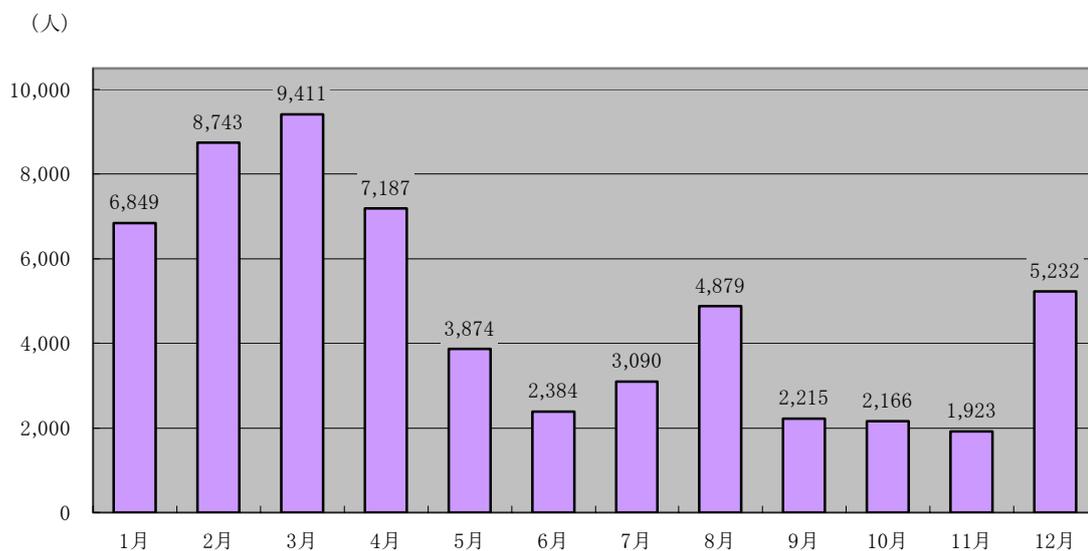
(注) 1 刑事局の集計結果に基づく実人員であり，概数である。

2 「就職禁止事由該当者数」とは，調査票において，就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿被登録人数	回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(38.7)	(18.3)	(2.2)	(2.8)	(3.0)	(2.3)	(1.2)	(0.8)
315,940	122,222	57,953	6,849	8,743	9,411	7,187	3,874	2,384
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(1.0)	(1.5)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(1.7)
			3,090	4,879	2,215	2,166	1,923	5,232

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。
 2 「裁判員候補者名簿被登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。
 3 () は裁判員候補者名簿被登録人数全体に占める割合 (%) である。



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、13万1860人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

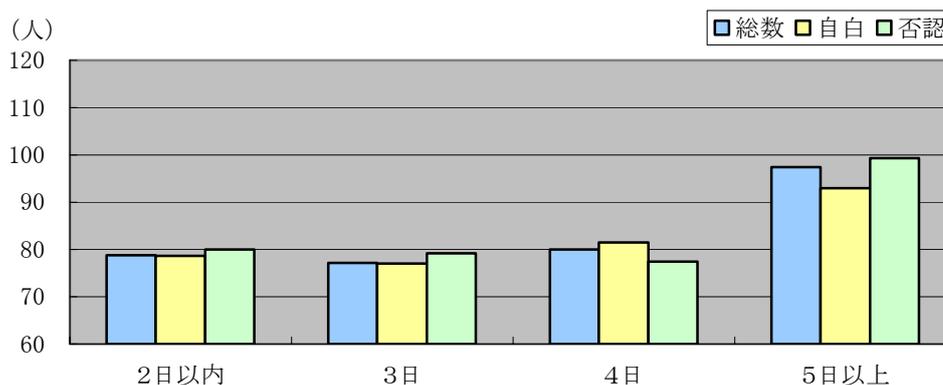
図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	選定された 裁判員候 補者総数	実 審 理 予 定 日 数			
			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	1,525	[86.5] 131,860	[78.8] 1,970	[77.1] 30,551	[80.0] 38,020	[97.5] 61,319
自白	885	[81.9] 72,510	[78.7] 1,810	[77.0] 28,177	[81.4] 25,324	[93.0] 17,199
否認	640	[92.7] 59,350	[80.0] 160	[79.1] 2,374	[77.4] 12,696	[99.4] 44,120

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は選定された裁判員候補者数の平均である。
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、

$$\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

選定された裁判員候補者数の平均



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		（選定された裁判員候補者数）	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（3）	呼出状を送付した裁判員候補者数（1、2）	（辞退されたことによる呼出取消者数）	選任手続期日前に辞退者数（3、4）
				（1）			
総数		131,860	(28.6) 37,751	(27.6) 36,366	(71.4) 94,109	(27.1) 35,778	(54.7) 72,144
実審理予定日数	2日以内	1,970	(32.2) 634	(31.4) 618	(67.8) 1,336	(23.8) 469	(55.2) 1,087
	3日	30,551	(28.7) 8,758	(27.5) 8,389	(71.3) 21,793	(24.7) 7,548	(52.2) 15,937
	4日	38,020	(28.2) 10,706	(27.1) 10,308	(71.8) 27,314	(26.4) 10,048	(53.5) 20,356
	5日以上	61,319	(28.8) 17,653	(27.8) 17,051	(71.2) 43,666	(28.9) 17,713	(56.7) 34,764

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。
 3 () は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（庁別）

	(1) 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1+2)	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者数(4)	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(3+4)		(1) 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1+2)	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者数(4)	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(3+4)
総 数	131,860	37,751	36,366	94,109	35,778	72,144	広島地裁本庁	3,423	999	973	2,424	1,089	2,062
東京地裁本庁	10,689	2,676	2,547	8,013	2,835	5,382	山口地裁本庁	430	132	132	298	141	273
東京地裁立川支部	2,952	790	771	2,162	791	1,562	岡山地裁本庁	2,770	890	865	1,880	722	1,587
横浜地裁本庁	6,070	1,506	1,429	4,564	1,488	2,917	鳥取地裁本庁	261	70	69	191	67	136
横浜地裁小田原支部	675	185	185	490	166	351	松江地裁本庁	200	53	51	147	60	111
さいたま地裁本庁	6,105	1,502	1,430	4,603	1,478	2,908	福岡地裁本庁	4,000	988	952	3,012	1,293	2,245
千葉地裁本庁	15,128	4,121	3,875	11,007	3,825	7,700	福岡地裁小倉支部	1,015	290	282	725	255	537
水戸地裁本庁	1,955	489	488	1,466	578	1,066	佐賀地裁本庁	525	182	179	343	131	310
宇都宮地裁本庁	2,260	602	584	1,658	588	1,172	長崎地裁本庁	430	111	110	319	143	253
前橋地裁本庁	1,520	415	400	1,105	354	754	大分地裁本庁	1,940	568	526	1,372	698	1,224
静岡地裁本庁	605	151	149	454	179	328	熊本地裁本庁	895	221	217	674	284	501
静岡地裁沼津支部	1,100	330	323	770	291	614	鹿児島地裁本庁	3,200	1,070	1,036	2,130	1,052	2,088
静岡地裁浜松支部	620	212	182	408	172	354	宮崎地裁本庁	795	247	227	548	213	440
甲府地裁本庁	1,160	327	318	833	291	609	那覇地裁本庁	2,305	784	734	1,521	680	1,414
長野地裁本庁	1,100	353	350	747	339	689	仙台地裁本庁	3,120	1,461	1,446	1,659	772	2,218
長野地裁松本支部	1,190	353	353	837	408	761	福島地裁本庁	1,730	773	766	957	381	1,147
新潟地裁本庁	1,672	522	509	1,150	559	1,068	福島地裁郡山支部	1,345	375	365	970	380	745
大阪地裁本庁	9,360	2,559	2,476	6,801	2,303	4,779	山形地裁本庁	1,005	358	347	647	241	588
大阪地裁堺支部	3,050	957	939	2,093	780	1,719	盛岡地裁本庁	460	168	164	292	93	257
京都地裁本庁	2,710	791	745	1,919	679	1,424	秋田地裁本庁	440	123	123	317	155	278
神戸地裁本庁	3,454	845	814	2,609	947	1,761	青森地裁本庁	1,860	576	544	1,284	638	1,182
神戸地裁姫路支部	1,230	432	416	798	316	732	札幌地裁本庁	3,580	989	943	2,591	995	1,938
奈良地裁本庁	850	225	217	625	215	432	函館地裁本庁	720	227	217	493	222	439
大津地裁本庁	1,320	398	392	922	334	726	旭川地裁本庁	740	229	228	511	228	456
和歌山地裁本庁	1,025	310	291	715	282	573	釧路地裁本庁	1,181	463	447	718	303	750
名古屋地裁本庁	5,385	1,345	1,298	4,040	1,488	2,786	高松地裁本庁	995	254	247	741	324	571
名古屋地裁岡崎支部	1,410	340	324	1,070	342	666	徳島地裁本庁	710	196	189	514	219	408
津地裁本庁	1,370	419	411	951	353	764	高知地裁本庁	540	125	122	415	160	282
岐阜地裁本庁	2,445	831	817	1,614	653	1,470	松山地裁本庁	950	246	241	704	308	549
福井地裁本庁	600	181	181	419	193	374							
金沢地裁本庁	1,010	336	332	674	234	566							
富山地裁本庁	275	80	78	195	70	148							

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、4万4150人で、出席率は、78.4%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,525	25	396	475	629
選定された裁判員候補者の数 (A)	[86.5] 131,860	[78.8] 1,970	[77.1] 30,551	[80.0] 38,020	[97.5] 61,319
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[61.7] 94,109	[53.4] 1,336	[55.0] 21,793	[57.5] 27,314	[69.4] 43,666
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[24.8] 37,777	[20.7] 518	[20.5] 8,100	[22.3] 10,573	[29.5] 18,586
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[23.5] 35,778	[18.8] 469	[19.1] 7,548	[21.2] 10,048	[28.2] 17,713
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[29.0] 44,150	[25.2] 629	[27.2] 10,770	[27.9] 13,243	[31.0] 19,508
出席率(%) (D/(B-C))	78.4	76.9	78.7	79.1	77.8
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	33.5	31.9	35.3	34.8	31.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。
 3 []は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、6,442人で、同期日に出席した裁判員候補者4万4150人に占める割合は14.6%である。また、辞退が認められた総数は、5,765人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
出席者数	44,150	629	10,770	13,243	19,508
辞退を申し立てた裁判員候補者数	6,442	69	1,328	1,738	3,307
辞退が認められた裁判員候補者数	《89.5》 5,765	《88.4》 61	《88.9》 1,181	《88.0》 1,530	《90.5》 2,993
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(1.5) 85	-	(1.4) 17	(1.5) 23	(1.5) 45
疾病傷害(法16条8号イ)	(7.3) 419	(21.3) 13	(10.0) 118	(7.3) 111	(5.9) 177
介護養育(法16条8号ロ)	(8.1) 467	(11.5) 7	(8.8) 104	(8.4) 129	(7.6) 227
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(47.0) 2,707	(37.7) 23	(41.2) 487	(47.1) 721	(49.3) 1,476
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(5.4) 309	(4.9) 3	(4.9) 58	(5.0) 76	(5.7) 172
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 30	-	(0.5) 6	(0.7) 11	(0.4) 13
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.5) 84	(3.3) 2	(0.8) 10	(1.6) 25	(1.6) 47
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(1.9) 109	(1.6) 1	(1.9) 22	(1.4) 22	(2.1) 64
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 5	-	(0.1) 1	(0.2) 3	(0.0) 1
遠隔地(辞退政令5号)	(0.4) 22	-	(0.6) 7	(0.3) 5	(0.3) 10
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(26.5) 1,528	(19.7) 12	(29.7) 351	(26.4) 404	(25.4) 761

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 3 ()は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 4 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」は、「平成22年における裁判員裁判の実施状況に関する資料」図表17の「その他の辞退事由」に該当する。

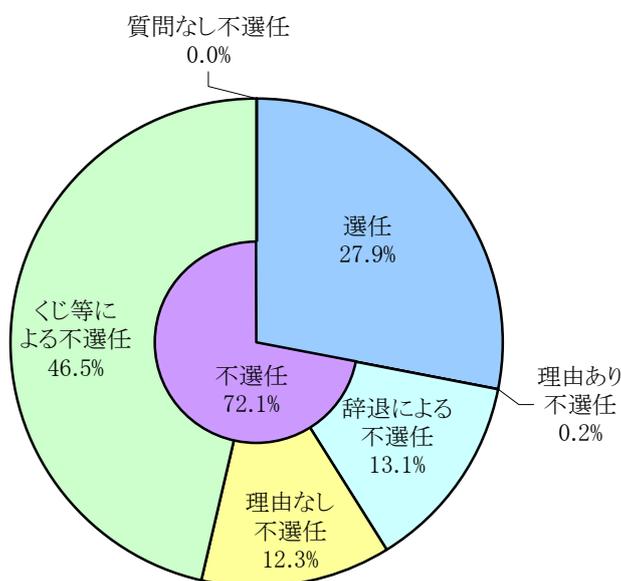
(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳
(実審理予定日数別)

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,525	25	396	475	629
出席者数	[29.0] 44,150	[25.2] 629	[27.2] 10,770	[27.9] 13,243	[31.0] 19,508
不選任決定がされた裁判員候補者数	[20.9] 31,818	[17.8] 446	[19.3] 7,656	[19.9] 9,454	[22.7] 14,262
理由あり不選任(法34条4項)	[0.1] 101	-	[0.1] 25	[0.1] 30	[0.1] 46
辞退による不選任(法34条7項)	[3.8] 5,765	[2.4] 61	[3.0] 1,181	[3.2] 1,530	[4.8] 2,993
理由なし不選任(法36条) ※注3	[3.6] 5,432	[2.2] 55	[3.3] 1,290	[3.3] 1,562	[4.0] 2,525
くじ等による不選任(法37条3項)	[13.4] 20,510	[13.2] 330	[13.0] 5,150	[13.3] 6,332	[13.8] 8,698
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注4	[0.0] 10	-	[0.0] 10	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は判決人員1人当たりの平均である。
 3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）
 4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

(4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿被登録者数から裁判員等に選任される各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフは、全選挙人名簿被登録者が裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等を見ると、図表20のとおりである（ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。）。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	1,525	104,235,754	315,940	131,860	8,815	2,988	3.7
東京地裁本庁	134	7,288,848	27,000	10,689	729	248	3.6
東京地裁立川支部	37	3,353,268	8,000	2,952	208	74	3.5
横浜地裁本庁	78	6,318,208	13,000	6,070	440	145	4.5
横浜地裁小田原支部	10	988,076	2,500	675	61	20	3.2
さいたま地裁本庁	77	5,825,625	13,830	6,105	455	161	4.5
千葉地裁本庁	197	5,056,616	24,300	15,128	1,167	391	6.4
水戸地裁本庁	25	2,431,770	7,800	1,955	147	50	2.5
宇都宮地裁本庁	26	1,633,922	5,800	2,260	152	51	3.5
前橋地裁本庁	20	1,632,371	5,900	1,520	117	43	2.7
静岡地裁本庁	8	990,253	2,000	605	49	16	3.3
静岡地裁沼津支部	13	1,032,925	3,800	1,100	78	27	2.8
静岡地裁浜松支部	7	1,058,847	2,200	620	42	18	2.7
甲府地裁本庁	12	704,025	2,400	1,160	70	22	3.8
長野地裁本庁	11	875,975	2,300	1,100	67	27	4.1
長野地裁松本支部	11	885,640	2,300	1,190	66	26	4.0
新潟地裁本庁	14	1,970,243	4,100	1,672	75	30	2.6
大阪地裁本庁	112	5,115,772	27,000	9,360	669	239	3.4
大阪地裁堺支部	40	1,993,026	6,300	3,050	221	75	4.7
京都地裁本庁	33	2,102,564	6,400	2,710	200	66	4.2
神戸地裁本庁	42	3,196,064	9,000	3,454	248	86	3.7
神戸地裁姫路支部	14	1,355,222	3,200	1,230	84	26	3.4
奈良地裁本庁	11	1,155,520	3,500	850	67	26	2.7
大津地裁本庁	18	1,106,792	3,500	1,320	103	27	3.7
和歌山地裁本庁	11	850,464	2,700	1,025	67	23	3.3
名古屋地裁本庁	69	4,024,217	14,200	5,385	391	119	3.6
名古屋地裁岡崎支部	20	1,815,148	5,300	1,410	121	28	2.8
津地裁本庁	15	1,507,986	5,000	1,370	91	33	2.5
岐阜地裁本庁	23	1,692,336	4,200	2,445	141	49	4.5
福井地裁本庁	7	654,784	1,300	600	42	10	4.0
金沢地裁本庁	11	947,284	2,200	1,010	63	25	4.0
富山地裁本庁	4	905,235	2,500	275	24	8	1.3
広島地裁本庁	34	2,329,439	4,700	3,423	197	84	6.0
山口地裁本庁	5	1,212,249	2,500	430	30	11	1.6
岡山地裁本庁	29	1,580,871	3,900	2,770	175	70	6.3
鳥取地裁本庁	3	486,928	1,500	261	18	6	1.6
松江地裁本庁	3	595,759	1,200	200	18	6	2.0

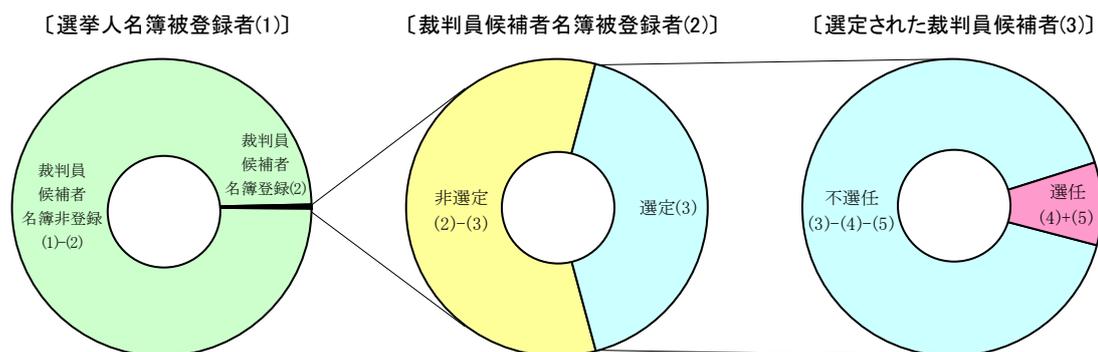
第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	56	3,023,752	10,500	4,000	329	120	4.3
福岡地裁小倉支部	14	1,082,629	4,100	1,015	79	28	2.6
佐賀地裁本庁	6	690,924	1,500	525	37	12	3.3
長崎地裁本庁	5	1,180,697	2,900	430	31	11	1.4
大分地裁本庁	17	993,629	2,700	1,940	78	27	3.9
熊本地裁本庁	11	1,491,024	4,100	895	69	18	2.1
鹿児島地裁本庁	26	1,403,028	3,300	3,200	114	38	4.6
宮崎地裁本庁	8	935,988	2,500	795	49	15	2.6
那覇地裁本庁	18	1,073,784	3,500	2,305	93	35	3.7
仙台地裁本庁	17	1,910,929	5,000	3,120	123	36	3.2
福島地裁本庁	16	477,569	1,500	1,730	78	14	6.1
福島地裁郡山支部	16	1,184,442	3,400	1,345	74	16	2.6
山形地裁本庁	10	968,459	2,200	1,005	56	11	3.0
盛岡地裁本庁	5	1,108,668	2,100	460	30	10	1.9
秋田地裁本庁	4	929,547	1,400	440	24	9	2.4
青森地裁本庁	15	1,161,629	3,250	1,860	85	28	3.5
札幌地裁本庁	37	2,791,820	7,500	3,580	214	75	3.9
函館地裁本庁	6	409,815	2,000	720	36	12	2.4
旭川地裁本庁	8	615,365	1,900	740	44	11	2.9
釧路地裁本庁	11	793,200	1,500	1,181	66	21	5.8
高松地裁本庁	12	831,450	3,400	995	72	24	2.8
徳島地裁本庁	8	660,253	1,900	710	49	17	3.5
高知地裁本庁	5	642,271	2,960	540	32	11	1.5
松山地裁本庁	10	1,200,610	3,500	950	60	23	2.4

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 「選挙人名簿被登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した有権者数の総数である。
 5 「裁判員候補者名簿被登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

<イメージ>



図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び
補充裁判員の属性

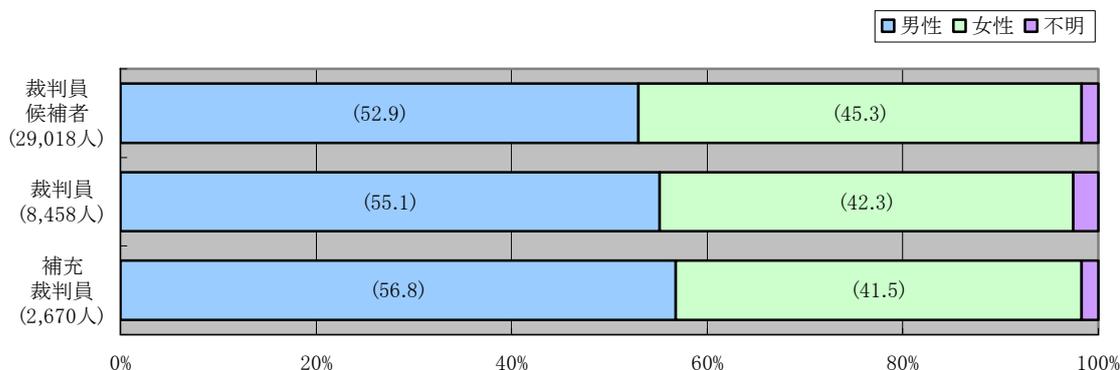
		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
総 数		29,018	8,458	2,670
性別	男性	15,363	4,662	1,516
	女性	13,149	3,580	1,108
	不明	506	216	46
年代別	20代	4,303	1,245	375
	30代	6,222	1,857	612
	40代	6,299	1,897	590
	50代	5,615	1,612	516
	60代	5,534	1,486	482
	70歳以上	527	146	49
	不明	518	215	46
職業別	お勤め	14,954	4,717	1,495
	自営・自由業	2,233	606	207
	パート・アルバイト	4,784	1,205	393
	専業主婦・専業主夫	3,035	818	240
	学生	248	74	23
	無職	2,377	608	183
	その他	721	178	69
	不明	666	252	60

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり，実人数である。

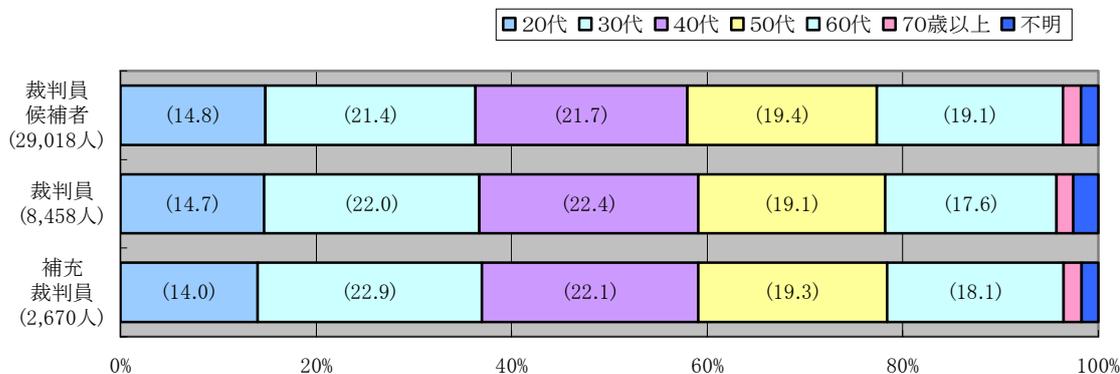
2 「お勤め」には公務員，会社経営者を含む。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

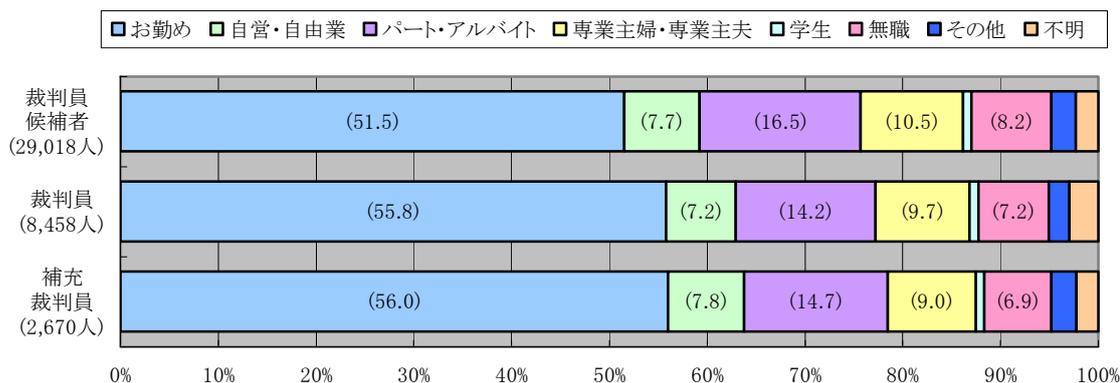
性別



年代別



職業別



図表2-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判 決 人 員							選任された 補充裁判員 数の平均	
		総数	選 任 さ れ た 補 充 裁 判 員							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人		6人以上
総数		1,525	-	100	1,248	141	35	-	1	2.1
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	25	-	17	8	-	-	-	-	1.3
	3日	396	-	58	335	3	-	-	-	1.9
	4日	475	-	20	447	7	1	-	-	2.0
	5日以上	629	-	5	458	131	34	-	1	2.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		1,525	44	582	508	191	200
裁判員	総数	(0.11) 162	(0.07) 3	(0.07) 43	(0.10) 53	(0.10) 20	(0.22) 43
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	8	-	3	3	1	1
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	154	3	40	50	19	42
補充裁判員	総数	(0.31) 474	(0.18) 8	(0.27) 155	(0.24) 122	(0.32) 62	(0.64) 127
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	2	-	1	1	-	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	72	3	16	15	10	28
	必要がないと認めたもの(法45条)	(0.26) 400	(0.11) 5	(0.24) 138	(0.21) 106	(0.27) 52	(0.50) 99

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 () 内は判決人員1人当たりの平均である。

(6) その他

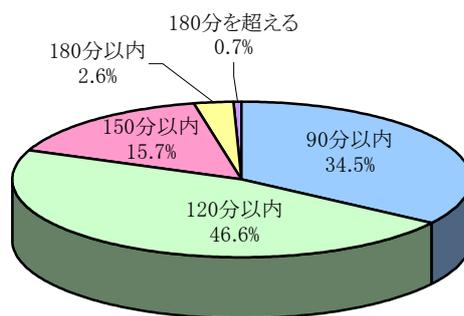
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、105.4分であり、出席した裁判員候補者の平均は、29.0人である。

図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

		判 決 人 員							出席した 裁判員 候補者 総数
		総数	出 席 し た 裁 判 員 候 補 者						
			30人 以内	35人 以内	40人 以内	45人 以内	50人 以内	50人を 超える	
総 数		1,525	1,027	325	120	25	14	14	44,150
要 選 任 手 続 期 日 に	90分以内	526	419	90	15	2	-	-	14,092
	120分以内	711	470	164	61	7	8	1	20,604
	150分以内	239	127	60	33	13	4	2	7,400
	180分以内	39	10	9	10	3	1	6	1,493
	180分を超える	10	1	2	1	-	1	5	561

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	131,860 [86.5]		呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	37,751 [24.8]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	94,109 [61.7]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	37,777 [24.8]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	44,150 [29.0]			
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	78.4			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [] は、総数を判決人員（1,525人）で除した平均値である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申し出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

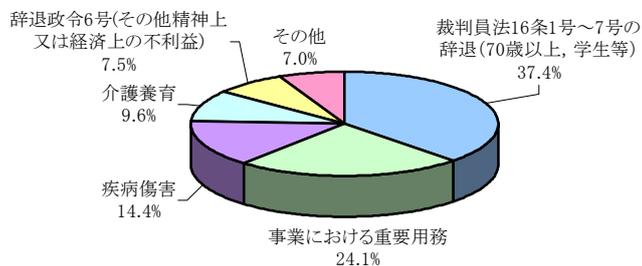
	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,525			
選定された裁判員候補者の数	131,860			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 77,909	(100.0) 36,366	(100.0) 35,778	(100.0) 5,765
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(37.4) 29,157	(69.0) 25,084	(11.1) 3,988	(1.5) 85
疾病傷害(法16条8号イ)	(14.4) 11,206	(19.2) 6,968	(10.7) 3,819	(7.3) 419
介護養育(法16条8号ロ)	(9.6) 7,479	(3.5) 1,278	(16.0) 5,734	(8.1) 467
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(24.1) 18,777	(4.6) 1,674	(40.2) 14,396	(47.0) 2,707
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.8) 1,420	(0.3) 124	(2.8) 987	(5.4) 309
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.1) 832	(0.5) 187	(1.7) 615	(0.5) 30
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.1) 837	(0.3) 104	(1.8) 649	(1.5) 84
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.7) 534	(0.1) 37	(1.1) 388	(1.9) 109
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 101	(0.0) 16	(0.2) 80	(0.1) 5
遠隔地(辞退政令5号)	(2.2) 1,744	(0.6) 231	(4.2) 1,491	(0.4) 22
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.5) 5,822	(1.8) 663	(10.1) 3,631	(26.5) 1,528

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

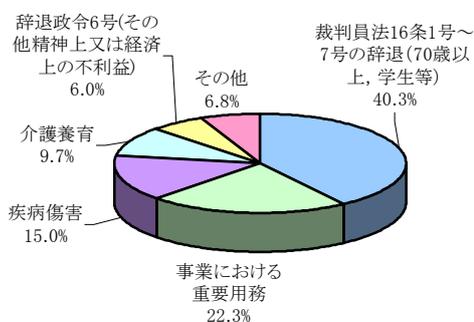
2 () は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

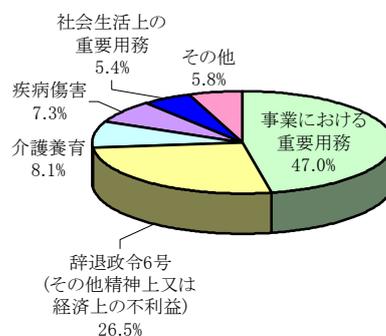
〔総数〕



〔選任手続期日前〕



〔選任手続期日当日〕



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別^{*10}に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

*10 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数					辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数			
		2日以内	3日	4日	5日以上			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	59.1	58.3	56.0	57.6	61.6	広島地裁本庁	64.3	-	-	61.8	65.6
東京地裁本庁	54.7	-	50.3	52.6	56.4	山口地裁本庁	67.7	-	-	63.8	68.6
東京地裁立川支部	57.4	-	54.1	50.9	58.7	岡山地裁本庁	62.9	-	61.7	63.2	63.0
横浜地裁本庁	52.7	-	52.2	51.4	54.2	鳥取地裁本庁	55.9	-	-	52.4	62.1
横浜地裁小田原支部	54.7	-	49.6	57.6	57.7	松江地裁本庁	58.5	-	-	58.5	-
さいたま地裁本庁	53.5	56.9	49.2	50.3	58.4	福岡地裁本庁	60.3	50.8	57.6	60.3	65.4
千葉地裁本庁	55.4	56.6	52.5	54.8	58.4	福岡地裁小倉支部	58.0	-	56.6	61.2	60.6
水戸地裁本庁	59.3	-	59.0	58.4	64.5	佐賀地裁本庁	62.3	-	64.4	61.2	61.5
宇都宮地裁本庁	57.7	-	53.9	59.2	59.5	長崎地裁本庁	62.1	-	60.3	-	67.3
前橋地裁本庁	54.1	-	44.1	53.6	58.5	大分地裁本庁	67.0	68.9	60.0	61.5	68.5
静岡地裁本庁	57.7	-	49.3	57.5	60.8	熊本地裁本庁	60.6	-	57.1	57.4	64.9
静岡地裁沼津支部	58.9	-	56.8	57.6	60.6	鹿児島地裁本庁	69.0	-	67.7	66.4	70.6
静岡地裁浜松支部	60.5	-	50.0	53.8	69.4	宮崎地裁本庁	59.1	-	52.7	60.7	60.4
甲府地裁本庁	58.9	-	56.4	62.0	58.9	那覇地裁本庁	63.6	44.7	59.3	65.1	71.5
長野地裁本庁	70.0	-	59.1	62.5	73.8	仙台地裁本庁	73.7	-	67.0	75.7	76.9
長野地裁松本支部	68.8	-	59.3	58.8	71.1	福島地裁本庁	68.4	61.7	63.6	73.5	80.8
新潟地裁本庁	67.0	-	67.0	62.4	67.2	福島地裁郡山支部	59.6	54.9	53.8	60.3	65.3
大阪地裁本庁	56.1	-	51.8	54.4	58.0	山形地裁本庁	63.0	58.6	62.0	62.1	65.0
大阪地裁堺支部	60.6	-	57.3	57.8	63.4	盛岡地裁本庁	58.9	48.6	55.6	63.0	61.0
京都地裁本庁	55.7	47.5	55.9	59.6	52.4	秋田地裁本庁	66.8	-	60.0	62.5	73.0
神戸地裁本庁	54.8	-	53.8	50.8	57.9	青森地裁本庁	67.1	-	66.9	68.8	65.8
神戸地裁姫路支部	62.3	64.6	63.4	60.6	62.5	札幌地裁本庁	56.5	-	52.5	57.2	58.3
奈良地裁本庁	55.4	-	55.3	56.1	54.9	函館地裁本庁	64.2	-	66.0	61.9	-
大津地裁本庁	58.3	-	57.0	59.0	66.3	旭川地裁本庁	66.5	62.8	-	70.0	69.1
和歌山地裁本庁	60.2	-	48.1	64.7	62.9	釧路地裁本庁	66.4	-	66.1	67.7	63.4
名古屋地裁本庁	56.5	51.4	52.4	57.1	58.0	高松地裁本庁	61.5	-	58.4	56.4	64.5
名古屋地裁岡崎支部	52.9	-	52.3	52.6	53.3	徳島地裁本庁	60.8	52.9	60.0	58.0	64.0
津地裁本庁	61.7	-	58.1	60.0	64.4	高知地裁本庁	57.8	-	56.2	59.6	-
岐阜地裁本庁	65.9	-	59.5	61.4	70.8	松山地裁本庁	62.6	-	61.7	59.7	65.6
福井地裁本庁	69.7	-	-	68.7	70.3						
金沢地裁本庁	61.3	-	60.0	55.0	63.3						
富山地裁本庁	61.8	-	-	62.1	61.3						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
総数	59.1	58.3	56.0	57.6	61.6
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	22.1	28.1	21.7	22.1	22.1
疾病傷害(法16条8号イ)	8.5	8.8	8.8	8.5	8.3
介護養育(法16条8号ロ)	5.7	5.0	5.6	5.8	5.7
事業における重要用務(法16条8号ハ)	14.2	11.0	11.7	13.4	16.1
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.1	0.9	0.9	1.0	1.2
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.6	0.4	0.7	0.5	0.7
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.4	0.2	0.4	0.3	0.5
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.3	0.7	1.3	1.3	1.4
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	4.4	2.4	4.4	3.9	4.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	131,860	8,990	14,075	14,861	5,028	8,362	11,446
辞退が認められた裁判員候補者の数	(59.1) 77,909	(59.4) 5,338	(60.0) 8,440	(59.6) 8,856	(54.7) 2,748	(55.3) 4,625	(56.2) 6,434
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		12,196	4,403	14,483	11,494	9,916	16,606
		(57.8) 7,046	(55.9) 2,460	(59.9) 8,673	(60.4) 6,948	(59.0) 5,850	(63.2) 10,491

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 () は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。